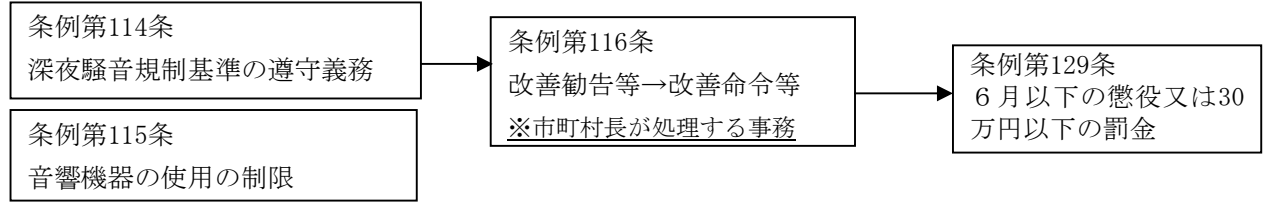


茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部改正の概要について

○深夜騒音に関する規制の強化（第116条等の改正）

現行の第114条（深夜騒音規制基準の遵守義務）と同様に，第115条（音響機器の使用の制限）についても第116条（改善勧告及び改善命令等）及び第129条の改善命令に違反した者に対する罰則を適用できるように改正する。

<改正前>



<改正後>

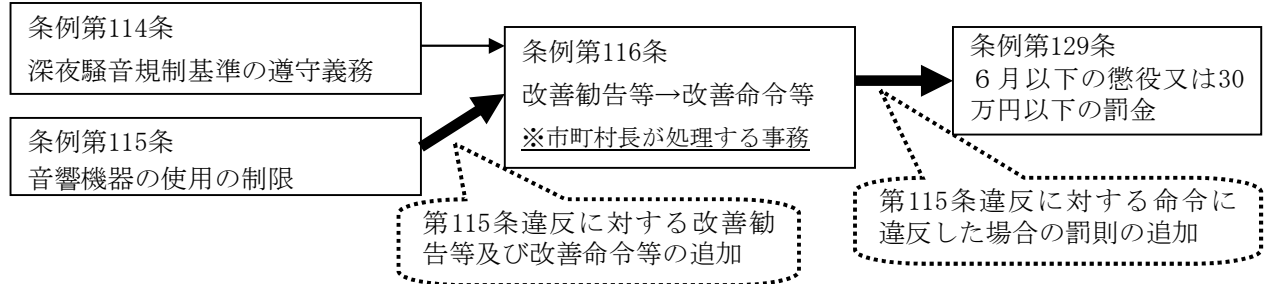


表 深夜騒音に関する規制内容

区域区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
	<ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域 	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域 	
規制対象者	飲食店営業，喫茶店営業，ボーリング場営業，バッティング練習場営業，ゴルフ練習場営業				
規制対象時間	深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）				
義制深夜 基準騒音 遵守規	規制対象地域	○	○	○	○
	規制基準	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
	改善勧告等	深夜の騒音が，規制基準に適合しないことにより，生活環境が損なわれる場合の改善勧告，改善命令及び命令違反に対する罰則について規定			
音響機器の使用制限	規制対象地域	○	○	×	×
		それらの周囲10メートル以内の区域			
	内容	周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き，深夜においては，音響機器を使用し，又は使用させてはならない。			
	改善勧告等	(改正前 規定なし)			
		(改正後) 上記内容に違反し，深夜に音響機器を使用し，又は使用させることにより，その周辺の静穏が害されていると認めるときは，その者に対し，改善勧告，改善命令及び命令違反に対する罰則について規定。			